参考資料１

大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第２項第６号及び第４項の規定に基づき、本市が設立する地方独立行政法人天王寺動物園に関する事務を処理させるため設置する大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務等、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務等）

第２条　委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第28条第１項（同項第２号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。）の規定により市長が評価を行う場合における市長への意見の申述をつかさどる。

２　委員会は、前項の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、地方独立行政法人天王寺動物園の組織及び運営に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員若干人を置くことができる。

４　専門委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとす

る。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（施行の細目）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。